

制度名	茨城県地域女性活躍推進事業補助金	主管課名	女性活躍・県民協働課 女性活躍 G										
		問合せ先	029-301-2178										
目的・趣旨	女性活躍推進法に基づき、市町村が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。												
〔対象団体〕 市町村													
〔対象事業〕 女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するための事業。													
〔取組例〕 1 地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組 2 女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備に向けた事業 3 女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくり 4 地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業のうち、1~3の取組と併せて実施するもので、先進的、先駆的なもの													
〔補助要件等〕 女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画の策定													
〔対象経費〕 地域女性活躍推進事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等													
〔補助限度額等〕 1 団体あたり 250 万円													
〔経費負担割合〕													
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr></thead><tbody><tr><td>市町村</td><td>1/2</td><td>一</td><td>1/2</td><td>一</td></tr></tbody></table>		区分	国	県	市町村	その他	市町村	1/2	一	1/2	一		
区分	国	県	市町村	その他									
市町村	1/2	一	1/2	一									
〔30年度当初予算額〕 1,500 千円		〔30年度補助対象団体〕 平成30年3月頃決定予定											
〔備考〕 ・この補助金は、内閣府所管の「地域女性活躍推進交付金」を活用した間接補助事業であり、交付対象事業は内閣府の審査により決定する。 ・この補助金以外の補助金等の交付を受ける事業は補助事業に含まない。													